

マイナンバーカード交付までの手順

Step1 マイナンバーカードの申請をします

マイナンバーカードの申請方法は主に3種類あります。お好きな方法で申請してください。



- ①通知カード同封の申請書を郵送して申請
▶左図のとおり、通知カードの下部分が申請書になっています。
- ②パソコンからの申請
- ③スマートフォンからの申請

申請方法の詳細は、通知カードに同封されている、「個人番号カード交付申請のご案内」または、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。

※1 引っ越しを控えている方は、住所変更後に申請してください。

※2 マイナンバーカードは申請順に発行され、交付までおよそ3か月程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

Step2 お受け取り方法のご案内が届きます



交付の準備ができた方から順番に、「個人番号カードお受取のご案内」と交付通知書が届きます。案内書で交付会場、予約受付専用フリーダイヤル、必要な書類などについてご確認ください。

Step3 電話で受取の事前予約をします



届いた案内書に書かれている、予約受付専用フリーダイヤルへカード交付の会場、日時を事前に予約します。

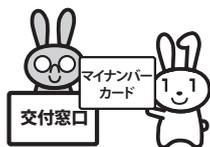
Step4 受取に必要な持ち物を用意します



受取に必要な書類、持ち物をご用意ください。

必要な持ち物: 交付通知書、通知カード、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど、顔写真がついたもの)、住民基本台帳カード※お持ちの方のみ

Step5 予約した時間に受け取りにいきます



交付窓口で、本人確認のうえ、暗証番号を設定いただき、カードを受け取ります。手続きには、お一人10～15分かかります。

交付の際は、他人のなりすましなどを防止するため、厳格な本人確認を行います。必ずご本人がお越しください。

※暗証番号は、あらかじめ考えておいてください。



マイナンバーカードの 交付がスタート

※個人番号カードは、2月5日に総務省により、マイナンバーカードと呼称が変更になりました。



マイナンバーカードの受取は「受取のご案内」が届いてから、**事前に電話予約**が必要です！

マイナンバーカードとは、プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が、裏面にマイナンバー(個人番号)が記載されます。公的機関が発行する本人確認書類として利用できるほか、電子証明書を利用したさまざまなサービスに利用できます。

【詳細】市民課 ☎381・1020

どんなことに使えるの？

オンラインでの各種行政手続



確定申告の電子申請(e-Tax)などが利用可能です。
※ご利用には、別途ICカードリーダーが必要です。

コンビニ証明交付



全国のコンビニで早朝から深夜(6:30～23:00)まで利用でき、とても便利です。

マイナンバーカード・通知カードの詳細はこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル **無料** ☎0120-95-0178
受付時間/平日9:30～22:00、土・日・祝日9:30～17:30 通話料無料

マイナンバーカードコールセンター **有料** ☎0570-783-578
受付時間/平日8:30～22:00、土・日・祝日9:30～17:30 通話料がかかります

⚠️ こちらの番号は交付の予約専用フリーダイヤルではありません。予約専用フリーダイヤルは、交付通知書に同封してお知らせしています。

※個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付けします。
※一部IP電話などでつながらない場合は、050-3818-1250へおかけください。

マイナンバーカード総合サイト **検索** URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

引っ越しのごみ出しは適切に



引っ越しなどによる多量のごみを、一度にごみステーションに出すと、ごみがあふれ周りの皆さんに迷惑がかかりますので、いずれかの方法でごみを処理してください。

自分で直接、処理施設へ持ち込む

持ち込めるごみは、市内で出たものに限ります。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分別して、ごみ処理施設の環境クリーンセンター（八幡112）へ搬入してください。受入日は1月1日～3日を除く、午前9時～12時、午後1時～5時。処理手数料は10kg

につき90円です（現金払い）。

専門業者に処理を依頼する

ご自分で処理できない場合は、許可業者にごみ処理を依頼してください。【有料】

依頼先・江別リサイクル事業協同組合 ☎ 385・7124

少量に分けてごみを出す

一度に出せるごみの量は、1世帯あたり約120ℓまでです。多量のごみは分けて出しましょう。

その他、ごみの分別や処理方法の詳細については、市役所本庁案内窓口、市役所大出張所、各証明交付窓口、各公民館、各地区センターなどで配布しています。「ごみ・資源物分別の手引き」をご覧ください。ごみの出し方相談ダイヤルへお問い合わせください。

ごみの出し方相談ダイヤル
☎ 384・5600
月～金曜日：9時から17時
土曜日、祝日：9時から12時
日曜日：お休み

【詳細】 廃棄物対策課

☎ 383・4217

特殊詐欺、悪徳商法にご注意!



安全安心講座～どうして騙される? 特殊詐欺の巧みな手口～

近年、振り込め詐欺などの特殊詐欺が増えています。手口や実態を知り、予防手段を身に付けるための講座を開催します。無料。申込不要です。直接会場へ。講師：江別警察署生活安全課生活安全少年係長
日時：3月23日(水) 14:00～15:00
会場：野幌公民館ホール

【詳細】 市民生活課市民活動係
☎ 381-1093



消費生活相談 Q&A ～書類が何もない契約の対応策～

Q. 高齢な母が訪問販売会社と書類もなく契約をしました。どう対応すればいいでしょう?

しばらくぶりに高齢な母の家に行くと真新しい布団があり、母に聞くと「昔買った布団がダメになっているからリフォームした方がいい」と、前から顔見知りの販売員に言われたので頼んだ」ということでした。布団代金の20万円を現金で払ったそうですが、契約書も領収書もなく、保証書はありますが会社の名前は書かれていません。



また、押入れの客用布団や亡くなった父の物が無くなっていました。母は違う人が来て、「押入れを片付けてやる」と言うので頼んで50万円払ったそうですが、領収書などはありません。母は昔からの訪問販売の人を信頼しているようで心配です。今後の対応策を知りたいです。

A. 悪質な場合は警察に届け、被害を広げないために家族や地域で見守りましょう。

以前、訪問販売で布団を購入していた方が「リフォームしませんか」などと勧誘され被害にあうケースがあります。訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ制度で無条件解約ができ、また、契約書面を受け取っていない場合はいつまでもクーリング・オフができます。今回のように、会社名が書かれた書類が何もなく、被害回復は望めない悪質なケースの場合、最寄りの警察に届けておくことが賢明です。高齢の方は以前から顔見知りの販売員を信頼し、騙されたことに気が付きにくいので、家族や地域の見守りが必要です。困ったときは消費生活相談窓口や地域包括支援センター（電話番号は31 ページ右上、無料相談窓口の高齢者総合相談に掲載しています）へ相談してください。

【詳細】 江別市消費生活相談窓口 ☎ 381-1026